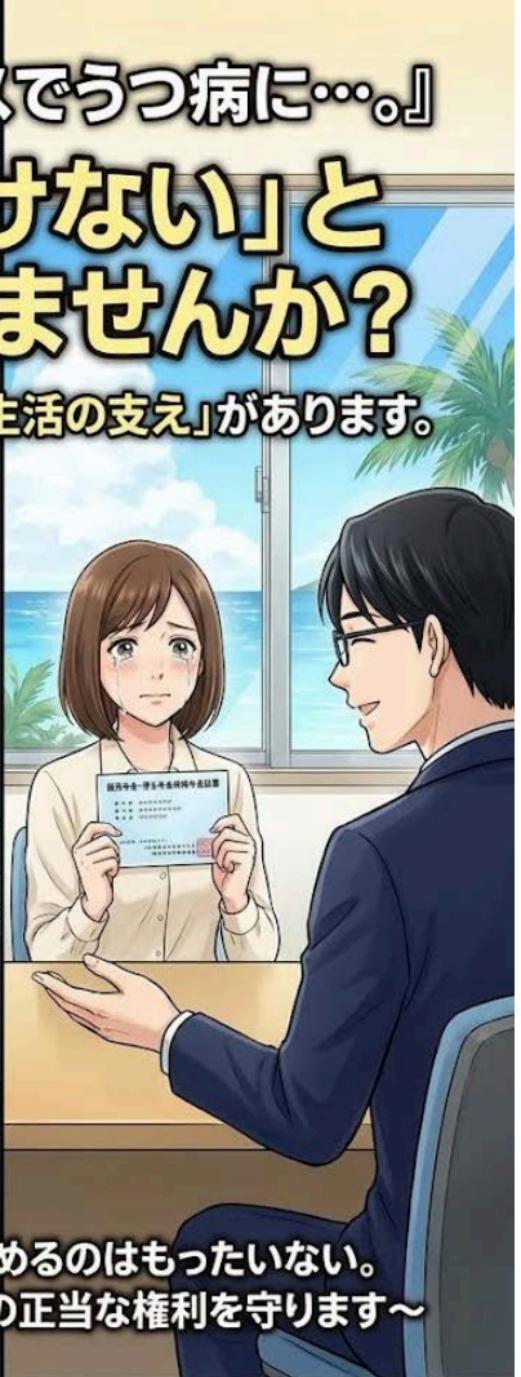
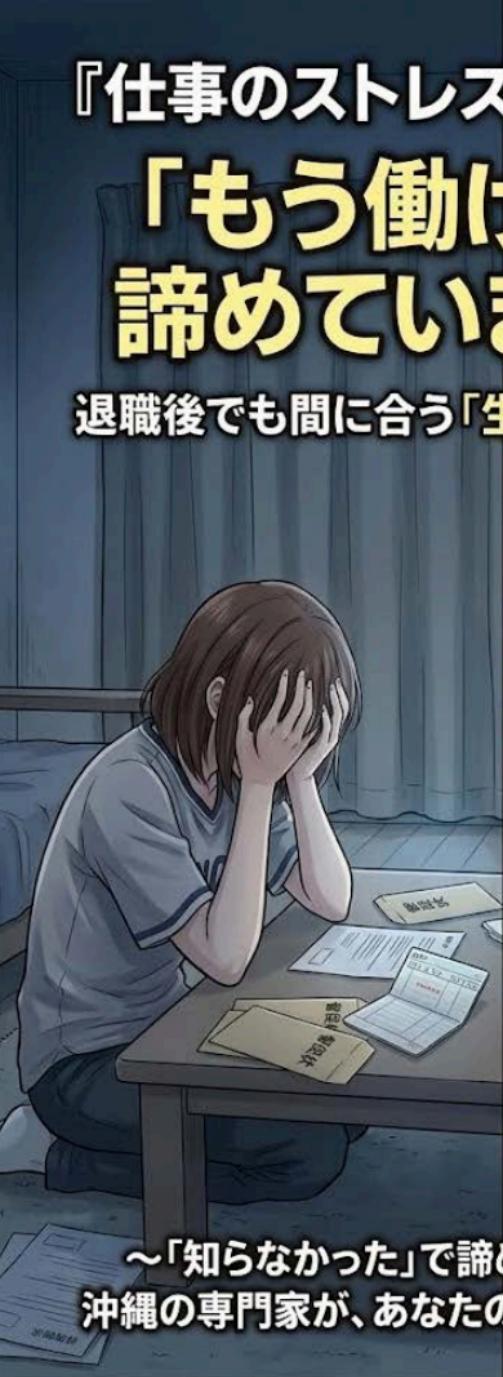


『仕事のストレスでうつ病に…。』

「もう働けない」と 諦めていませんか？

退職後でも間に合う「生活の支え」があります。



～「知らなかった」で諦めるのはもったいない。

沖縄の専門家が、あなたの正当な権利を守ります～











【解説：ここがポイント！】

「初診日主義」…
障害の原因となった病気で初めて医師の診断を受けた日を基準にします。
その日に会社員(厚生年金加入)であれば、その後退職して現在無職であっても、手厚い**「障害厚生年金(2階建て)」**を受け取る権利があります。

じゃあ、私が会社員として
頑張つていた期間は、
駄目にならなかつたんですね…

その通りです
それは比嘉さんが
積み立ててきた
正当な権利なんですよ



面倒な手続きは
私たちに
お任せください
診断書の依頼も、
申立書の作成もも、
私が代行します



【解説：プロに頼むメリット】

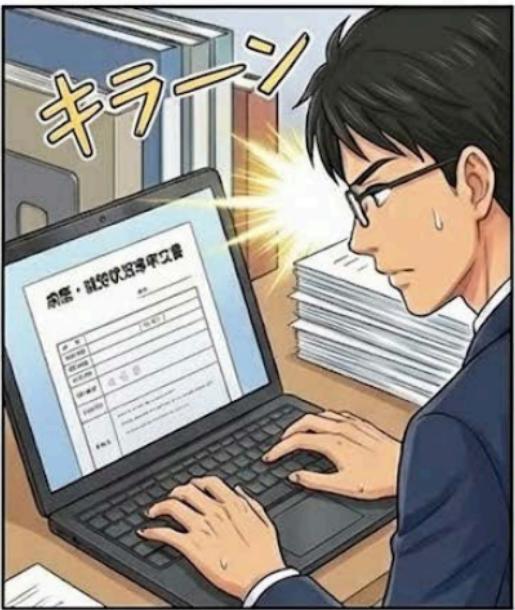
うつ病の方は思考力が低下
しており、複雑な書類作成が
大きな負担になります。
社労士に依頼することで、
ストレスなく、かつ受給決定率
を高める申請が可能に
なります。

比嘉さんの仕事は
『ゆっくり休むこと』
です

：お願いします



依頼者様の現状を
正確に伝えるために…



待つて
いるだけ
いい
それだけ
こんなに
心が軽い
なんて



数ヶ月後



(障害厚生年金2級 決定)

本当に良かつた…！

良かつた…！





まずはLINEで無料診断から
お一人で悩まずご相談ください

